

東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 2 号

東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に対処するための瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特例に関する規則（平成 23 年瀬戸市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 <省略> （この規則の失効） 2 この規則は、 <u>平成 24 年 1 2 月 3 1 日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 （施行期日） 1 <省略> （この規則の失効） 2 この規則は、 <u>平成 23 年 1 2 月 3 1 日</u> 限り、 その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。